

件名：在外選挙人名簿登録申請（来館が困難な方に対する特例措置等について）

【ポイント】

- 当館では、本年4月26日から、在外選挙人名簿登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しています。
- 本件特例措置利用時、事前に当館にご提出いただく申請書類につきましては、これまでの郵送、託送に加え、電子メールの添付ファイルとして送付できることとなりました。
- 御本人確認等のために行うビデオ通話につきましては、Cisco Webexに加え、ZOOMの利用が可能になりました。
- 在外投票を行うためには、事前に在外選挙人名簿登録申請を行い、在外選挙人証を入手しておく必要があります。まだ在外選挙人名簿登録申請がお済みでない方は、今後の国政選挙に備えお早めに登録申請を行ってください。

【本文】

- 1 当館では、本年4月26日から、在外選挙人名簿登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しています。
- 2 本特例措置の御利用に当たり、事前に当館に提出する申請書類につきましては、これまでの郵送、託送に加え、電子メールの添付ファイルとしても送付できることとなりました。（旅券の写し等の個人情報をメール送信することについては、漏えい等のリスクも踏まえて慎重に御検討いただき、御都合の良い送付方法を選択してください。）
- 3 電子メールの添付ファイルとして提出された申請書等の記載内容や署名が不鮮明な場合は、再提出をお願いすることがありますので、あらかじめお含みおきください。
- 4 次の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく、在外選挙人登録申請ができます。
 - （1）新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現地政府による行動制限措置等のため在外公館に出向くことができない方（行動制限措置等の対象地域であれば近郊にお住まいの方も対象となります）。
 - * 1：現在対象となる地域はありません。
 - （2）公共交通機関を使用して自宅から当館まで片道おおむね2時間以上を要する方（事前に当館までご相談ください）
 - * 2：ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州、ティチーノ州にお住まいの方は在ジュネーブ領事事務所にご確認ください。
 - （3）このほか、在外選挙人登録申請のために来館できない特別な事情がある方

(事前に当館までご相談ください)。

5 具体的な申請方法は、次のとおりです。

(1) 事前に当館まで以下の必要書類を送付又は託送してください。

ア 在外選挙人登録申請書原本

イ [申請時出頭免除願書原本](#)

ウ 旅券身分事項ページ写し

エ 住所確認書類写し (3か月以上前に在留届を提出している場合は不要)

(2) (1) の必要書類が当館に届き次第、申請者ご本人に連絡し、ビデオ通話の日時を調整の上、申請者ご本人とビデオ通話を実施します。

(3) ビデオ通話では、Cisco Webex または ZOOM を利用します。

(4) ビデオ通話の際には、申請者のご本人確認及び事前に送付した書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、住所確認書類原本 (3か月以上前に在留届を提出している場合は不要) をご用意ください。

(5) 以下の場合、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

ア 物理的にビデオ通話を行うことが困難な場合

イ (2) の結果、申請者ご本人と連絡が取れない場合

ウ (3) 及び (4) の結果、ご本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合

6 在外投票を行うためには、事前に在外選挙人名簿登録申請を行い、在外選挙人証を入手しておく必要があります。まだ在外選挙人名簿登録申請がお済みでない方は、今後の国政選挙に備えお早めに登録申請を行ってください。

在外選挙制度等の詳細につきましては、以下のホームページを御覧いただくか、当館までお問い合わせください。

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方)

電話 : 022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール : consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○外務省ホームページ「在外選挙」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

○総務省ホームページ「在外選挙制度について」

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>